

「ヒトゲノム研究に関する基本原則」の概要

資料7-1

(科学技術会議生命倫理委員会)

【基本的考え方】

ヒトゲノム研究が適切な形で行われることを目指して、基本原則を策定。
基本原則は、研究者や医師が遵守すべきであるとともに、社会一般の認識の基礎となるべきもの。
本基本原則とともに、ヒトゲノム研究の成果を用いた医学的応用又は産業的応用等の活動については、別途それぞれについて適切な指針が定められるべき。

ヒトゲノムとその研究のあり方

ヒトゲノムは人類の遺産であり、人としての存在の生物学的基礎であるが、人は、ゲノムのみによって存在が決定されるものではない。
何人も遺伝的特徴の如何を問わず、その尊厳と人権が尊重され、差別されてはならない。
ヒトゲノム研究及びその成果は、その実施にあたり、倫理的法的社会的問題に配慮。

研究試料提供者の権利

試料提供に当たっては、インフォームド・コンセントが不可欠。
提供者の遺伝情報は、厳重に保管、十分に保護。
提供者は遺伝情報を知る / 知らない権利を有する。
試料の提供は無償。
提供者は、遺伝カウンセリング等社会的心理的支援を受けることができる。

ヒトゲノム研究の基本的実施要件

明確で詳細な研究計画に基づく有意義な成果が見込まれる研究を実施。
独立した学際的かつ多元的な倫理委員会による研究計画の事前の審査を実施。
倫理委員会の組織 審査の透明性の確保。

社会との関係

ヒトゲノム研究について、社会の理解と認識を増進するため、教育の普及と情報の提供が必要。
ヒトゲノム研究の成果は、公開と社会への還元が必要。